

群馬県弓道連盟会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、群馬県弓道連盟と称する。
- 第2条 本会は、本会の目的に賛同する会員をもって組織する。
- 第3条 本会の事務所は、理事長宅に置く。
- 第4条 本会は、(公財)全日本弓道連盟及び(公財)群馬県スポーツ協会に加盟する。

第2章 目的及び事業

- 第5条 本会は、弓道の普及振興を図り、会員相互の親睦、体位の向上、人格の涵養に資し、社会文化の進展に寄与することを目的とする。
- 第6条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。
- (1) (公財)全日本弓道連盟及び都道府県弓道連盟との事業・交流
 - (2) 弓道振興のための競技会、講習会、研修会等の開催
 - (3) (公財)全日本弓道連盟の規程による段級審査
 - (4) 支部及び連合会との連携・助成
 - (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

- 第7条 本会に入会金と年会費を納入したものが原則として会員となる。
- 第8条 会員は名誉会員、正会員とし、正会員は一般会員と学生会員とする。
- (1) 名誉会員は本会に功労のあったもので、会長が推薦して理事会の議決を経る。
 - (2) 正会員は会費等を納入したものをいう。
 - (3) 正会員のうち一般会員は、学生会員以外の者をいい、学生会員は、大学生(大学院生、短大生を含む)、専門学校生、高校生、中学生、小学生とする。
- 第9条 会費未納のときは、休会とする。

第4章 役 員

- 第10条 本会に次の役員を置く。
- 会 長 1 名
- 副 会 長 若干名

理事長 1名
事務局長 1名
常任理事 若干名（うち会計2名、副理事長1名含む）
理事 若干名
監事 2名

第11条 本会の役員は、次のとおり選出する。

- (1) 会長及び監事は、理事会が推挙し総会において承認する。
- (2) 副会長、理事長、事務局長は会長が選出し総会に報告する。
- (3) 理事は、連合会長及び部会長をもって充て、その他若干名を会長が選任する。
- (4) 常任理事は会長が理事の中から選出する。

第12条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 理事長は会長の命により、本会の運営全般を掌理し、他団体との渉外にあたる。
- (4) 事務局長は会長の命により、上部団体及び関連団体からのメール受信及び配信に当たる。
- (5) 常任理事は、必要事項を審議して事業の円滑な運営に当たる。
- (6) 理事は、部会等の日常業務を処理し、事業の運営に当たる。
- (7) 監事は、事業及び会計の監査を行い、その意見を理事会及び総会に報告する。

第13条 本会の役員任期は2ヶ年とする。ただし、再選を妨げない。補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第14条 本会は、理事会の議決を経て名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問、参与は、重要な会務について会長の諮問に応じ、必要な会議に出席し意見を述べるができる。

第5章 会 議

第15条 本会は、次の会議を行い、会長が招集し議長となる。

- (1) 総 会
- (2) 正副会長会議
- (3) 理 事 会
- (4) 常任理事会
- (5) 支部長会議

第16条 総会は、通常総会のほか、必要に応じて臨時総会を開催する。総会は、会長以下役員及び代議員が出席し、次の重要事項を審議する。

- (1) 予算並びに決算

- (2) 事業計画
- (3) 会長・監事の承認
- (4) 会則・規程の改正
- (5) その他重要な事項

第17条 総会の議決は代議員が行い、議事録を作成する。

- 2 代議員に関する必要な事項は、代議員規程で別に定める。

第18条 正副会長会議及び理事会、常任理事会の構成は次のとおりとする。

- (1) 正副会長会議は、会長・副会長・理事長が出席する。
- (2) 理事会は、正副会長・理事長・事務局長・理事・監事が出席する。
- (3) 常任理事会は、正副会長・理事長・常任理事が出席する。
なお、会長が必要と認めた者は、当会議に出席することができる。
- (4) 支部長会議は、支部長と連合会長のほか常任理事会構成員が出席する。

第19条 会議の成立及び議決は、次のとおりとする。

- (1) 会議は委任したものを含めて過半数の出席をもって成立する。
- (2) 会議の議決は出席者の過半数をもってし、賛否同数のときは議長が決定する。
- 2 前項に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、運営規程で別に定める。

第6章 部 会

第20条 本会の事業を遂行するため、次の部会を置く。

- (1) 総務部会
- (2) システム部会
- (3) 県外審査部会
- (4) 地方審査部会
- (5) 称号者部会
- (6) 指導部会
- (7) 競技部会
- (8) 強化部会
- (9) 女子部会
- (10) ジュニア部会
- (11) 勤労者部会
- (12) 還暦部会
- (13) 教職員部会
- (14) 高校部会
- (15) 特別部会

- 2 部会の内容を次のように定める。

- (1) 部会長は会長が指名する。但し、勤労者部会・還暦部会・教職員部会・高校部会は各部会が推薦し、会長が委嘱する。
- (2) 部会の事務所は部会長宅におく。
- (3) 部会に副部会長その他若干名の役員を置くことができる。
- (4) 部会役員の任期は、連盟役員と同一とする。
- (5) 部会の会議は、原則として本連盟の行事当日、その終了後に開催し、

理事会に報告する。

- (6) 部会に庶務係を置き、必要な諸帳簿を整備し理事会に報告し承認を受けるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会運営規程で別に定める。

第7章 支部及び連合会

- 第21条 本会は、県内の郡市町村に支部を置くことができる。又、4毛地区の支部をもって4連合会を設置する。
- 2 前項の支部及び連合会に関し必要な事項は、支部及び連合会規程で別に定める。

第8章 会 計

- 第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第23条 本会の経費は、会費、補助金、審査収入その他の収入をもって充てる。
- 2 前項の会費等に関し必要な事項は、会費等規程で別に定める。
- 第24条 会費等の額は理事会で審議し、総会において決定する。

第9章 賞 ・ 罰

- 第25条 本会の発展に著しく寄与し名誉を高めた会員は、理事会の議決により表彰することができる。
- 2 表彰に関し必要な事項は、表彰規程で別に定める。
- 第26条 本会の名誉を傷つけ又は本会の目的にもとる行為があつた会員は理事会の議決により懲戒することができる。

第10章 そ の 他

- 第27条 この会則に定めるもののほか、助成金及び慶弔に関し必要な事項は助成金規程、慶弔規程で別に定める。
- 第28条 本会則の執行に当たり、諸規程に生じた必要事項は理事会が定め総会に報告する。

- 付 則 この会則は、昭和54年 7月29日より施行する。
- 付 則 この会則は、昭和63年 4月 9日より施行する。
- 付 則 この会則は、平成 3年 4月 7日より施行する。
- 付 則 この会則は、平成 4年10月18日より施行する。

付 則 この会則は、平成12年 12月 3日より施行する。
付 則 この会則は、平成17年 4月 1日より施行する。
付 則 この会則は、平成20年 4月 1日より施行する。
付 則 この会則は、平成25年 4月 1日より施行する。
付 則 この会則は、平成26年 4月 1日より施行する。
付 則 この会則は、平成26年 5月31日より施行する。
付 則 この会則は、平成27年 4月26日より施行する。
付 則 この会則は、平成28年 5月 7日より施行する。
付 則 この会則は、令和 7年 4月 1日より施行する。

群馬県弓道連盟運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、群馬県弓道連盟会則第19条第2項の規定に基づき、会則に掲載されないものを記録し、本連盟が正確に運営できることを目的とする。

(事業計画と予算)

第2条 事業計画と収支予算は、理事会が審議し総会の承認を求める。

なお、理事会が審議する計画と予算の原案は会長、副会長、理事長、会計担当者、関係部会長、その他が協力して作成するものとする。

(事業報告と決算)

第3条 事業報告と収支決算は、事業年度終了後2カ月以内を目標に、監査と理事会を行い総会の承認を求めるものとする。

(決 算 書 類)

第4条 収支決算は予算額と決算額を比較して表示し予算と決算の差異が大きい項目についてはその理由を備考欄に注記する。

(会 計 担 当)

第5条 本連盟の会計担当は正副2名とし、1名が金銭管理、他の1名が出納簿を記載し、万全を期するものとする。

(事 前 配 布)

第6条 代議員が審議する議案は総会前に配布し、事前に検討できるよう配慮する。

(議 事 録)

第7条 総会及び理事会の議決事項は、会長が指示して議事録を作成し、保存するものとする。議事録には開催年月日、開催場所、出席役員、議事の経過要領、議決結果等を記録する。

(緊 急 事 項)

第8条 常任理事会等で緊急を要するものはメール決裁ができるものとする。

付 則	この規程は、平成14年	4月 1日より施行する。
付 則	この規程は、平成17年	4月 1日より施行する。
付 則	この規程は、平成18年	4月 1日より施行する。
付 則	この規程は、平成18年	4月 1日より施行する。
付 則	この規程は、平成23年	4月 1日より施行する。
付 則	この規程は、平成24年	4月 1日より施行する。
付 則	この規程は、平成26年	4月 1日より施行する。
付 則	この規程は、平成27年	4月 1日より施行する。
付 則	この規程は、平成28年	5月 7日より施行する。

群馬県弓道連盟代議員規程

(目 的)

第1条 この規程は、群馬県弓道連盟会則第17条第2項の規定に基づき、代議員に関し必要な事項を定める。

(職 務)

第2条 総会を構成する代議員は支部が選出し、次の職務を行う。

- (1) 代議員は支部を代表し、本会の重要議案を審議する。
- (2) 代議員がやむを得ぬ理由で総会を欠席するときは、代理人を出席させることができる。

(選 出 方 法)

第3条 代議員の選出方法等は、次のとおりとする。

- (1) 支部長は代議員とする。
- (2) 代議員は支部の会員の会費納入者数を基準とし、会員50人に対し代議員1人を選出する。
- (3) 支部の会員とは、本会の学生を除く会員資格のある者をいう。
- (4) 支部登録は一人一箇所とする。
- (5) 会長・副会長・理事長・理事・監事は、代議員を兼務できない。また、支部長が理事、監事の場合は他の者を選出する。

(任 期)

第4条 代議員の任期及び補充は、次のとおりとする。

- (1) 代議員の任期は2年とし、選出時期は理事会で決める。
- (2) 代議員が任期途中欠員を生じた時は、当該支部は速やかにその補充を行う。
- (3) 補充した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

付 則 この規程は、平成12年12月 3日より施行する。

付 則 この規程は、平成19年 4月 1日より施行する。

付 則 この規程は、平成23年 4月 1日より施行する。

付 則 この規程は、平成28年 5月 7日より施行する。

群馬県弓道連盟部会運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、群馬県弓道連盟会則第20条第3項の規定に基づき、各部会に関し必要な事項を定める。

(所 掌 事 務)

第2条 各部会等の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 総務部会
 - ① 本連盟宛文書の処理
 - ② 称号・段位の推薦関係事務
 - ③ 県教育委員会・県スポーツ協会等の渉外庶務
 - ④ 年間行事予定の調整及び作成
 - ⑤ 会計及び予算・決算の作成
 - ⑥ 会員の派遣関係の事務
 - ⑦ 部会及び支部との調整
 - ⑧ その他業務達成に必要な事項
- (2) システム部会
 - ① 会報の編集・発行（文責は県連会長とする）
 - ② ホームページの運営とメールの管理
 - ③ 外部からの問い合わせや報道機関などへの対応
 - ④ 会員管理システム（ID含む）の運用ならびに保守
 - ⑤ 競技会記録システムの開発ならびに運用
 - ⑥ 国スポ用競技記録システムの開発ならびに運用
 - ⑦ 県連所有パソコン機器等の保守ならびに管理
 - ⑧ その他運営に必要な事項
- (3) 県外審査部会
 - ① 審査計画の立案及び県外審査関係事務
 - ② 県外審査申込の受付と処理
 - ③ その他運営に必要な事項
- (4) 地方審査部会
 - ① 審査計画の立案及び地方審査関係事務
 - ② 地方審査申込の受付と処理
 - ③ その他運営に必要な事項
- (5) 称号者部会
 - ① 称号者の指導力及資質の向上に関する事項
 - ② 県内外の指導者による講習会・研修会の実施
 - ③ 中央審査の傾向と内容の研究対策
 - ④ その他運営に必要な事項
- (6) 指導部会
 - ① 会員に対する指導方針の企画・立案
 - ② 講習会の運営方策の確立
 - ③ 法に則した正しい射法射技の伝達

- ④ その他運営に必要な事項
- (7) 競技部会
 - ① 競技の方策・立案・要項の作成
 - ② 競技会の運営・実施・記録の保存
 - ③ その他運営に必要な事項
- (8) 強化部会
 - ① 国スポその他選手強化のための方策立案
 - ② 競技力向上と強化練成会の実施・国スポ選手の選考
 - ③ 県教育委員会及び県スポーツ協会との渉外事務
- (9) 女子部会
 - ① 女子部の向上発展のための方策・立案
 - ② 女子部競技会の実施と運営・記録の保存
 - ③ その他運営に必要な事項
- (10) ジュニア部会
 - ① ジュニア部員の発掘と指導の方策・立案
 - ② 弓道場単位にジュニア講習会の立案
 - ③ ジュニア部員の競技会及び練成会の実施
 - ④ その他運営に必要な事項
- (11) 勤労者部会
 - ① 勤労者大会のための方策と記録の保存
 - ② 代表チーム選定のための予選会の実施
 - ③ その他運営に必要な事項
- (12) 還暦部会
 - ① 還暦者対象の競技会運営と記録の保存
 - ② その他運営に必要な事項
- (13) 教職員部会
 - ① 教職員弓道の質的向上のための方策・立案
 - ② 競技会・研修会・講習会の運営と記録の保存
 - ③ その他運営に必要な事項
- (14) 高校部会
 - ① 高等学校の弓道振興・指導強化に関する事項
 - ② 高等学校の弓道指導者との連絡
 - ③ 高等学校の弓道講習会の実施
- (15) 特別部会
 - ① 常任理事会が必要と認めたときは、特別部会を設けることができる。

付 則 この規程は、平成 8年 7月 13日より施行する。

付 則 この規程は、平成17年 4月 1日より施行する。

付 則 この規程は、平成18年 4月 1日より施行する。

付 則 この規程は、平成20年 4月 1日より施行する。

付 則 この規程は、平成23年 4月 1日より施行する。

付 則 この規程は、平成25年 4月 1日より施行する。

付 則 この規程は、平成27年 4月 26日より施行する。

付 則 この規程は、平成28年 5月 7日より施行する。

付 則 この規程は、令和元年 7月 1日より施行する。

付 則 この規程は、令和 7年 4月 1日より施行する。

群馬県弓道連盟地方審査規程

(目 的)

第1条 この規程は、群馬県弓道連盟会則第6条第1項第3号の規定に基づき、地方審査に関し必要な事項を定める。

(地 方 審 査)

第2条 本連盟の地方審査は無指定から四段までとする。

(無 指 定 審 査)

第3条 初めて受審するものは無指定を申請し、実力により級位または初段を認許することができる。

(初 段 B)

第4条 2級以下を有する者は、初段Bを申込みものとする。実力により上位級又は初段を認許することができる。

(着 装)

第5条 受審者は弓道衣を着用する。また四段受審者は、肌脱ぎ、襷がけをしての受審も可とする。

(受 審 資 格)

第6条 高校生の受審資格は参段までとする。

2 中学生の受審資格は初段までとする。

(審 査 申 込 金)

第7条 無指定を申し込む時は、審査料のみを納入するものとする。

2 初段Bの受審者は初段受審の審査料を納入する。初段に合格した場合は、初段登録料納付し、昇級の場合は登録料の納付は必要としない。

3 一旦、納入した審査料は返金しない。

(学 科 審 査)

第8条 無指定の学科審査は実科審査において初段候補になった者を対象に実施する。ただし、受審者が多数の場合は全員を対象に実施する。

2 初段B以上の受審者は全員実施する。

(役 員)

第9条 審査を執行する審査員は会長が任命し、係員は本連盟で依頼する。

付 則 この規程は、平成28年 5月 7日より施行する。

付 則 この規程は、令和4年 4月 1日より施行する。

群馬県弓道連盟競技会規程

(目 的)

第1条 この規程は、群馬県弓道連盟会則第6条第1項第2号の競技会の運営に関し必要な事項を定める。

(大 会)

第2条 本連盟が主催(主管を含む)する競技会は次のとおりとする。

群馬県選手権、遠的選手権、四毛対抗、県民大会、春季大会、秋季大会
納射会、初射会、建国記念射会、月例会

2 各部会が開催する競技会は次のとおりとする。

女子部射会、各種ジュニア射会、勤労者射会、各種シニア射会、教職員射会等

(参 加 資 格)

第3条 競技会の参加は、一般会員とする。但し、部活動に所属しない学生会員は、支部長が参加名簿を提出することで参加することができる。

(着 装)

第4条 競技会における弓道衣と和服の着用区分は、次のように実施する。

- (1) 群馬県選手権、遠的選手権、四毛対抗、県民大会、春季大会、秋季大会月例会については、弓道衣を着用するが、和服着用も認める。
- (2) 納射会、初射会、建国記念射会については、和服を着用する。
ただし、四段以下は、弓道衣着用も可とする。

(参 加 費)

第5条 参加費を徴収することができる大会は次のとおりとする。

春季大会、秋季大会、納射会、初射会、建国記念射会、月例会

(競 技 会 役 員)

第6条 競技会役員の委嘱については、次のとおりとする。

- (1) 群馬県選手権、遠的選手権、四毛対抗、県民大会については、連盟から競技会役員を委嘱する。
- (2) 春季射会、秋季射会、納射会、初射会、建国記念射会、月例会については、競技部会から競技役員を委嘱する。

(委 任)

第7条 競技内容等この規程によりがたい場合は会長及び部会長が協議の上別に定める。

付 則 この規程は、平成28年 5月 7日より施行する。

付 則 この規程は、令和 4年 4月 1日より施行する。

付 則 この規程は、令和 7年 4月 1日より施行する。

群馬県弓道連盟会費等規程

(目 的)

第1条 この規程は、群馬県弓道連盟会則第23条第2項の規定に基づき、会費等に関し必要な事項を定める。

(会 費)

第2条 正会員の年会費等は、次のとおりとする。

(1) 一般会員

- ① 範 士 10,000円
- ② 称号者 8,000円
- ③ 五段以下 4,000円

(2) 学生会員

- ① 大学生(大学院、短大含む)・専門学校生・高校生・小中学生
1,000円
- ② 高校の弓道部員(3年間・入会金含む) 2,000円
会費等は、原則一年生の時に納入し、途中入会でも2,000円とする。

- 2 本連盟の一般会員が年度初めの4月1日に満80歳に達した者は半額とする。
また常任理事会が特別な事情を認めたときは、年会費を免除する。
会計理事は免除した会員名を後日理事会に報告するものとする。
- 3 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(入 会 金)

第3条 入会金は下記のとおりとする。

- (1) 一般会員 1,000円
- (2) 学生会員のうち大学生等 1,000円
- (3) 学生会員のうち①の高校生以下 500円

- 2 一度入会した者が休会し再開した場合は徴収しない。

(行 事 参 加)

第4条 学生会員は一般会員を対象とした行事に参加することができない。
但し、行事の性質上参加することが適当と会長が認めた場合は参加できる。

(分 担 金)

第5条 全弓連の分担金については指定金額を徴収する。

- 付 則 この規程は、平成28年 5月 7日より施行する。
- 付 則 この規程は、平成31年 4月 1日より施行する。
- 付 則 この規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。
- 付 則 この規程は、令和 7年 4月 1日より施行する。

群馬県弓道連盟旅費規程

(目 的)

第1条 この規程は、群馬県弓道連盟会則第6条各号の事業を実施するため、本連盟の業務、又は代表として競技会、講習会、会議、視察等に参加・派遣する会員に対する旅費等について必要な事項を定める。

(出張命令)

第2条 会長は、前条の当該事項が発生したときは、開催要項等の書面をもって会員を指名し出張を依頼することができる。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、鉄道・バス・船舶・航空機・燃料の各料金とする。

2 旅費に加え、宿泊費・参加費を支給する。

(順 路)

第4条 旅費は出張する会員が、通常通過する経路によって計算する。
但し、天災その他やむを得ない事由により通常経路によって旅行しがたい場合は現に通過した経路によるものとし、旅行経路が2途以上ある場合は旅費額の少ない経路によるものとする。

(支給金額)

第5条 支給金額は次のとおりとする。

(1) 鉄道運賃

最寄り駅から目的地までの往復普通運賃を支給する。但し、片道120キロを越える部分は、新幹線特急自由席料金を支払うことができる。また、東京都内における大会及び講習会等に参加する場合は、開催時間が午前10時以前の場合は、所要時間、到着時間を考慮して新幹線特急自由席料金の往路を支給し宿泊費は払わない、または往路普通運賃および宿泊費を支給する。

(2) バス運賃

自宅から目的地までの乗合路線バスの往復運賃とし、目的地まで路線バスその他がなく、タクシーを利用した場合も原則としてバス運賃に換算して支給するものとし、バス運賃の基準は常任理事会が決める。

(3) 船舶、航空機運賃

特に会長が指定した場合に限り実費を支給する。

(4) 燃料代

自動車による出張を行わざるを得ない場合の交通費は、普通鉄道運賃と同額を支給する。事故を起こした場合は、本人の責任で処置する。

(5) 宿泊費

12,000円

- (6) 参加費
実費

(派遣費)

第6条 本会が推薦又は派遣する弓道大会及び講習会参加者には、前条の規定により次のとおり派遣費を支給する。

- (1) 三県選抜弓道大会
参加費、旅費
- (2) 関東選抜弓道選手権大会
参加費、旅費、但し山梨県・神奈川県・千葉県に限り宿泊費は50%支給
- (3) 全日本選手権関東ブロック予選会
参加費、旅費、但し山梨県・神奈川県・千葉県に限り宿泊費は50%支給
- (4) 全日本弓道選手権大会(男女)
参加費、旅費、但し宿泊費は50%支給
- (5) 全日本遠的弓道選手権大会(男女)
参加費、旅費、但し宿泊費は50%支給
- (6) 三県範教錬士研修会
参加費、旅費、但し宿泊費は50%支給
- (7) 関東地区指導者講習会(各種別)
参加費、旅費、但し宿泊費は50%支給
- (8) 全日本弓道連盟主催講習会
参加費、旅費、但し宿泊費は50%支給
- (9) 都道府県対抗弓道大会(オンライン)
参加費、旅費、但し宿泊費は50%支給
- (10) 国民スポーツ大会(各種別)
激 励 金 3万円
- (11) 全日本勤労者弓道選手権大会
激 励 金 1団体2万円
- (12) 全国健康福祉大会(ねんりんピック)
激 励 金 1団体3万円
- (13) 全国中学生大会(男女)
参加費、旅費、宿泊費 但し支出額については大会派遣費の予算から概ね20万円を上限に、全体の予算執行を勘案し決定する。
- (14) 全国高等学校選抜弓道大会(男女)
激 励 金 1団体2万円

(会議)

第7条 会議出席による出張費は次のとおりとする。

(1) 関東連合、全弓連関係 旅費、必要に応じて宿泊費

(2) 群馬県、武道振興会関係 一律2,000円

(視 察)

第8条 視察による出張費は次のとおりとする。

(1) 関東連合、全弓連関係 旅費、必要に応じて宿泊費

(報 告)

第9条 出張者は、派遣費受領時に領収書を会計に提出する。

2 講習会、会議等で会長、理事長が参加できないときは、出張者は
会長及び理事長にレポート又は議事録を提出しなければならない。

付 則 この規程は、昭和61年 4月 1日より施行する。

付 則 この規程は、平成元年 4月 9日より施行する。

付 則 この規程は、平成 3年 4月 7日より施行する。

付 則 この規程は、平成 8年 7月13日より施行する。

付 則 この規程は、平成18年 4月 1日より施行する。

付 則 この規程は、平成23年 4月 1日より施行する。

付 則 この規程は、平成25年 12月 1日より施行する。

付 則 この規程は、平成28年 5月 7日より施行する。

付 則 この規程は、平成30年 4月 1日より施行する。

付 則 この規程は、令和元年 7月 1日より施行する。

付 則 この規程は、令和4年 4月 1日より施行する。

付 則 この規程は、令和7年 4月 1日より施行する。

群馬県弓道連盟助成金規程

(目 的)

第1条 この規程は、群馬県弓道連盟会則第27条の規定に基づき、本会の役員、会員（以下役員等という）及び部会等に対し、業務遂行に係わる費用を助成することを定めるものとする。

(助成金の額)

第2条 役員・部会等に支給する助成金は、別表1及び別表2に掲げる額とする。
2 高校部会については助成金として新入部員会費(3年間分)を全額支給する。

(支給の時期)

第3条 役員等の助成金は次の区分により支給する。
(1) 年額によるものは、原則として年度当初に支給する。
(2) 日額によるものは、その都度支給する。

(途中交代)

第4条 前条第1項第1号の規定に係わらず年度途中で交代した場合は、職務に従事した期間により按分して支給する。

付 則 この規程は、平成19年 4月 1日より施行する。

付 則 この規程は、平成20年 4月 1日より施行する。

付 則 この規程は、平成23年 4月 1日より施行する。

付 則 この規程は、平成25年 4月 1日より施行する。

付 則 この規程は、平成26年 5月31日より施行する。

付 則 この規程は、平成28年 5月 7日より施行する。

付 則 この規程は、令和 7年 4月 7日より施行する。

別表

年額で支給する助成金

単位：円

職 務	金 額
会 長	80,000
理 事 長	100,000
副会長 (1名につき)	10,000
副 理 事 長	30,000
会 計	100,000
副 会 計	30,000
県外審査部会長	30,000
地方審査部会長	80,000
監 事 (1名につき)	10,000

部会等名	金 額
総務部会	100,000
広報部会	40,000
称号者部会	60,000
指導部会	60,000
競技部会	100,000
強化部会	60,000
女子部会	60,000
ジュニア部会	60,000
勤労者部会	40,000
還暦部会	60,000
教職員部会	40,000
四毛連合会	200,000
支 部 (代議員1名につき)	5,000

別表2

日額で支給する助成金

単位：円

職 務	金 額
審査委員	5,000
審査係員	4,000
審判員	3,000
大会係員	2,500
講 師	5,000
総会・理事会等	1,000

群馬県弓道連盟表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、群馬県弓道連盟会則第25条第2項の規定に基づき、本会の発展に著しく寄与し名誉を高めた会員を表彰するため必要な事項を定める。

(競 技 表 彰)

第2条 全日本弓道連盟・全国高等学校体育連盟及び弓道関係団体主催の下記弓道大会において入賞した個人・団体に対し・表彰状と別表1のとおり金一封を贈りこれを表彰する。

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 全日本弓道選手権大会(男女) | (個人) |
| (2) 全日本遠的弓道選手権大会(男女) | (個人) |
| (3) 国民スポーツ大会弓道種別競技 | (団体) |
| (4) 全国高等学校総合体育大会弓道競技 | (個人・団体) |
| (5) 全国高等学校弓道選抜大会 | (個人・団体) |
| (6) 全日本弓道大会(京都) | (個人) |
| (7) 明治神宮奉納弓道大会 | (個人) |
| (8) 全国勤労者弓道選手権大会 | (団体) |
| (9) 全日本教職員弓道選手権大会 | (個人・団体) |
| (10) 全国ねんりんピック大会弓道競技 | (団体) |
| (11) 全国中学生弓道大会 | (個人・団体) |
| (12) 都道府県対抗弓道大会 | (団体) |

2 上記団体競技の表彰は、監督を含めるものとする。

3 高校生は高体連を通じて表彰する。

(特 別 顕 彰)

第3条 次の功績があったときは、別表2のとおり記念品を贈りこれを表彰する。

- (1) 本連盟の発展隆盛に多大な功績があった者。
- (2) 本連盟の代表として、国民スポーツ大会(本大会)に連続5ヶ年出場した者。
- (3) 本連盟の役員(会長・副会長・理事長・事務局長・理事・支部長)として、連続5期10年以上尽力した退任者。

2 以上の表彰は、同一事由によりすでに顕彰されている場合は、重複表彰をしない。

(表 彰 方 法)

第4条 表彰の時期は、原則として当該年度終了後の定期総会において、これを表彰する。

2 毎年の表彰の記録を整備しておくものとする。

付 則 この規程は、平成 8年 7月 13日内規を変更し施行する。

付 則 この規程は、平成19年 4月 1日より施行する。

- 付 則 この規程は、平成20年 4月 1日より施行する。
- 付 則 この規程は、平成23年 4月 1日より施行する。
- 付 則 この規程は、平成28年 5月 7日より施行する。
- 付 則 この規程は、令和4年 4月 1日より施行する。
- 付 則 この規程は、令和7年 4月 1日より施行する。

別表 1

大会名	対象者	表彰金
全日本弓道選手権大会(男女)	一般/個人	1位2万・2位1.5万・3位以下入賞1万 最高得点賞 表彰金2万
全日本弓道遠的選手権大会	一般/個人	1位2万・2位1.5万・3位以下入賞1万
国民スポーツ大会(本大会) (種別成績)	団体	1位8万・2位6万・3位以下入賞4万
全国高等学校総合体育大会	個人	1位2万・2位1.5万・3位以下入賞1万
同上	団体	1位6万・2位4.5万・3位以下入賞3万
全国高等学校選抜弓道大会	団体	1位4万・2位3万・3位以下入賞2万
同上	個人	1位2万・2位1.5万・3位以下入賞1万
全日本弓道大会	個人	1位2万・2位1.5万・3位以下入賞1万
明治神宮奉納射会	個人	1位2万・2位1.5万・3位以下入賞1万
全国勤労者弓道選手権大会	団体	1位4万・2位3万・3位以下入賞2万
全日本教職員弓道選手権大会	個人	1位1.5万・2位1万・3位以下入賞7千
同上	団体	1位4万・2位3万・3位以下入賞2万
全国ねんりんピック弓道大会	団体	1位4万・2位3万・3位以下入賞2万
全国中学生弓道大会	団体	1位4万・2位3万・3位以下入賞2万
同上	個人	1位2万・2位1.5万・3位以下入賞1万
都道府県対抗弓道大会	団体	1位6万・2位4.5万・3位以下入賞3万

別表 2

区分	表彰状	記念品	顕彰
本連盟の発展興隆に多大な功績があった者	○	○	
本連盟の代表として国体に5年以上連続出場した者	○	○	○
本連盟の理事又は監事、支部長を10年以上務めた退任者	○	○	○

群馬県弓道連盟・支部及び連合会規程

(目 的)

第1条 この規程は、群馬県弓道連盟会則第21条第2項の規定に基づき、支部及び連合会に関し必要な事項を定める。

(支 部)

第2条 支部には支部長のほか必要な役員を置き、支部の振興発展を図り本会の業務に協力する。

(連 合 会)

第3条 本会は4毛地区の支部をもって、東毛・西毛・中毛・北毛の各連合会を設ける。

(連 合 会 長)

第4条 連合会長は、連合会を代表し本会の業務に協力すると共に、連合内支部の連絡交流を図り、射会・講習会その他必要な事業を行う。

(支部と連合会)

第5条 支部及び連合会の構成は別表のとおりとする。

(支 部 の 新 設)

第6条 新たに支部を設置する時は、次の基準により理事会が承認する。

- (1) 会員が5名以上であること。
- (2) 支部の体制が整い、将来の拡充発展が見込めること。
- (3) 該当する連合会の承認を得ていること。

(支 部 の 解 散)

第7条 会員が5名未満になり、支部として維持活動が困難と理事会が認めるときは、隣接支部と合併し支部を解散する。

付 則 この規程は、平成 8年12月21日より施行する。

付 則 この規程は、平成12年12月 3日より施行する。

付 則 この規程は、平成19年 4月 1日より施行する。

付 則 この規程は、平成28年 5月 7日より施行する。

別表

連 合 会	2 1 支 部
東 毛	桐 生 支 部・邑 楽 館 林 支 部・太 田 支 部 新 里 支 部・み どり 支 部
西 毛	高 崎 支 部・安 中 支 部・富 岡 支 部 榛 名 支 部・甘 楽 支 部・藤 岡 支 部
中 毛	前 橋 支 部・境 支 部・伊 勢 崎 支 部 あ ず ま 支 部
北 毛	利 根 沼 田 支 部・北 群 馬 支 部・吾 妻 支 部 赤 城 支 部・渋 川 支 部・北 橋 支 部

群馬県弓道連盟慶弔規程

(目 的)

第1条 この規程は、群馬県弓道連盟会則第27条の規定に基づき、慶弔に関し必要な事項を定める。

(弔 事 事 項)

第2条 本会の役員及び会員の弔事事項について、別表のとおり定める。

2 香典は3千円とする。また、生花は一基、1万5千円程度とする。

3 弔電は所属支部又は連合会が代行し、2千円程度とする。

4 正副会長の決定により、上記以外の者にも準用することができる。

(慶 事 事 項)

第3条 本会が主催するべき慶事が生じた時は、常任理事会及び関係者が協議のうえ決める。

(見 舞 い 関 係)

第4条 見舞金等については、常任理事会において決める。

付 則 この規程は、昭和63年 4月 1日より施行する。

付 則 この規程は、平成 8年 7月13日より施行する。

付 則 この規程は、平成13年 5月 9日より施行する。

付 則 この規程は、平成20年 4月 1日より施行する。

付 則 この規程は、平成26年 4月 1日より施行する。

付 則 この規程は、平成28年 5月 7日より施行する。

付 則 この規程は、令和元年 7月 1日より施行する。

付 則 この規程は、令和7年 4月 1日より施行する。

別表

項目 \ 区分	生花・又は花輪	香典	弔辞	弔電
名誉会長・会長・副会長 理事長・事務局長	○	○	○	○
顧問・相談役・理事	○	○	-	○
支部長・称号者	-	○	-	○
会 員	-	-	-	○